

令和8年度 特定健診・後期高齢者健診のお知らせ

特定健診は、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした健康診査です。心筋梗塞、狭心症、脳卒中などの命に危険を及ぼす生活習慣病は、初期には自覚症状がほとんどありません。年に一度の健診を受け、早めに病気の徴候を見つけることが大切です。

健診の結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された方は、特定保健指導を受けることができます。保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、無理なく生活習慣病予防に取り組めるようサポートします。

後期高齢者健診は、持病などの重症化予防に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)の予防を目的とした健康診査です。通院中の方も対象ですので、忘れずに受けましょう。



対象の方には
5月下旬に
受診券を郵送

実施期間 6月1日(月)～10月31日(土)

場 所 海部地区・津島市指定医療機関

対 象 40歳以上のあま市国民健康保険被保険者 または 後期高齢者医療被保険者

費 用 無料

健診内容や指定医療機関等の詳細は、受診券同封の案内リーフレットまたは市公式ウェブサイト(TEL1009359)をご確認ください。

- * 昭和26年5月～6月生まれであま市国民健康保険にご加入中の方は、健康保険の切り替えに伴い、特定健診の受診券は送付されません。誕生月の翌月末に後期高齢者健診の受診券を郵送しますので、お手元に届くまでお待ちください。
- * 受診日においてあま市国民健康保険または後期高齢者医療の資格がない場合は受診できません。

☎ 保険医療課(保健事業グループ) ☎ 462・6683

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
介護保険料

納付書払い
口座振替
の方が対象!

令和8年度から普通徴収の方の納期が変わります

令和8年度からは、普通徴収の方の保険税[料]の計算方法をわかりやすくし、納期によって金額に大幅な増減が発生することを防ぐため、仮算定を廃止して、本算定のみの方に変更します。それに伴い、次のとおり納期を7月から翌年2月までの8期に変更し、年1回7月に納付についての通知書を送付いたします。

なお、特別徴収(年金からの天引き)の方は、納期の変更はありません。

※年金から年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の天引きとなります。

○令和7年度まで(納期:6回・納付開始月:4月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
仮算定期間			本算定期間								



○令和8年度から(納期:8回・納付開始月:7月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
仮算定を廃止 (納付はありません)			本算定期間								

☎ 国民健康保険税 : 保険医療課 ☎ 444・3168
 ・後期高齢者医療保険料 : 保険医療課 ☎ 444・3168
 ・介護保険料 : 高齢福祉課 ☎ 444・3141